

「地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について(中間まとめ)」に対する府民意見等の募集結果
及び大阪府環境審議会 地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会 の考え方

資料1 - 4

1 制度化検討の背景

番号	章節	意見要旨	意見に対する考え方
1	1	地球温暖化とヒートアイランドは、同じ範疇で議論できるところもあるが、区別して議論すべき側面もある。そのため、具体的な対策の検討、効果の評価等に関してはこれらの面を精査した上で区別すべきところは区別して取り扱うことを要望する。	大阪府が作成する「対策指針」の中で、地球温暖化に係る温室効果ガスとヒートアイランドに係る人工排熱を区分し、それぞれの排出量、排熱量の算定方法や削減方法を適切に示すように求めています。
2	1	環境問題は「環境と持続的な開発」(1992年6月リオ宣言:地球サミット)に始まり、それを受けて京都議定書がこの2月16日発効された。これからの目標は、化石燃料(エネルギー)から循環型エネルギーへのスムーズな移行により、産業革命前の循環型社会へ戻らなければならない。	今後はエネルギー多消費型社会から地球温暖化問題等へ対応した循環型社会に変えていく必要があることから、「2の制度化の基本方向」に、「今後、社会全体がエネルギー大量消費型から省資源・省エネルギー型への転換を図る(中略)ことが求められている」と記述しております。

2 制度化の基本方向

番号	章節	意見要旨	意見に対する考え方
3	2	温室効果ガスは、日常の市民生活や経済活動から不可避免的に発生するものであり、短期的な目標達成のために、経済活動量の制限や持続可能性のない行動を強いるような施策を講じるべきではない。また、府は各主体の状況に応じ、自主的取組を支援していくことが重要である。そのため、制度化の基本方向としては、政府の「地球温暖化対策推進大綱」にも謳われている「環境と経済の両立」の大原則を踏まえるべきであり、本原則を明文化すべき。	「3-1の事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱の削減(1)制度化にあたっての基本的な考え方」の中に、「各事業者の対策の進捗状況、エネルギー使用形態や排出形態が多様なことを勘案し、一律の排出規制とはせず、基本的に事業者の自主的な取組を促進するものであること」と記述しており、経済活動量を制限するような制度は提言しておりません。なお、「環境と経済の両立」は欠かすことのできない視点と考えられますので、「これらの取組を通じて、環境を良くすることが経済を発展させ、そのことが環境の改善を呼ぶという好循環の社会を構築する必要がある。」という記述を追加します。
4	2	高効率空調機器をはじめとする蓄熱を利用したシステムは、エネルギー効率化に寄与するものであり、建物に自然に蓄えられた熱と区別する必要がある。P3の最下段の「建築物における蓄熱の防止」を削除すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「建築物における蓄熱の防止」を「建築物における太陽熱の蓄積の防止」という記述に変更します。
5	2	現在、国レベルでも一定事業者に対して温室効果ガスの排出実績の報告義務化が検討されており、国と地方自治体が個別に施策を行うことは、ダブル規制となる事が想定され、さまざまな事務手続きが増加する懸念がある。そのため、国の施策等と調和し、整合性のとれた施策を構築すべきであり、4ページ<制度化の基本方向>の文末に「温暖化の具体的な制度設計に当たっては、京都議定書目標達成計画等、国の制度化内容との整合性を踏まえた制度化検討を進める」旨の一文を追加すべき。	制度創設に当たっては、国の制度等と整合性をとる必要があると考えますので、留意事項の<全般に関すること>に「制度の具体化に当たっては、国の制度と整合を図るよう努めること」という記述を追加します。

6	2	「地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化」に向けての「中間まとめ」をだされたが、正にCO2及び排熱の削減、建築物の環境配慮、緑化促進は適時の内容で、府民や事業者の意識の向上を中心とした方向づけがなされていると思う。	今後、大阪府において、本報告の趣旨にかなった条例が制定され、適切に運用されることが重要と考えます。
7	2	ヒートアイランド問題、地球温暖化問題を解決していくためには、府・市町村・事業者・府民・NGO/NPOが、問題の共有化、意識化することで大衆化・世論形成に繋がり効果的な解決策になるため、3ページに二酸化炭素排出量に民生家庭系からの排出量も記述すべきではないか。	地球温暖化やヒートアイランド現象はすべての主体が意識を持って取り組んでいくべき課題であると考えております。そのため、家庭からの二酸化炭素の現状について、「3-1の事業活動等に伴う温室効果ガス排出量及び排熱の削減(1)制度化の基本的な考え方」に「さらに、家庭からの排出量が1990年度から28.9%増加しており、家庭の取り組みを促進することも重要であること」という記述を追加します。
8	2	府民自らが温室効果ガス排出量・排熱削減に取り組むことが重要であるため、検討事項の「事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱を削減すること」を「事業活動や府民生活に伴う…」とし、事業活動とあわせて府民の生活も対象に加えることが大事ではないか。	今回は、主としてエネルギーを多量に消費する事業者に対する仕組みについて提言しましたが、制度化の基本的な考え方の中で、「対象とならない事業者や家庭においても、省エネルギー等の対策が促進できるものであること」としてありますので、3-1の表題を「事業活動等に伴う…」という表現に変更します。
9	2	基本方向の3点それぞれについて、達成者に対しては税負担の軽減等何らかの特典を与えるべきである。また、制度化にあたり、環境税等の新たな財源を確保しておく必要があると思う。	事業者の取組を促進するインセンティブについては、「3-4 各主体の責務」の中で、大阪府の責務として、「温室効果ガス排出量及び排熱の削減、建築物の環境配慮、建築物の敷地等における緑化に関する優れた取組を行った者に対する顕彰の実施等の誘導策を行うこと」を求めています。また、財源については、現在、国において環境税について検討が行われていることから、その動向を踏まえて検討すべきものと考えております。

3 制度の内容

番号	章節	意見要旨	意見に対する考え方
10	3-1	エネルギー多消費事業者による計画書や実績報告書の届出だけでは、実質的な温暖化対策防止にならないのではないかと。	事業者の計画や実績については、その概要を公表することを求めており、これにより事業者の取組が一層促進されるものと考えております。また、大阪府は「対策指針」の中で目安となる削減目標値を示すことにより、事業者の対策が実効あるものになるものと考えております。
11	3-1	目標達成できたところには何らかのインセンティブを与えるような仕組みが必要ではないかと。	事業者の取組を促進するインセンティブについては、「3-4 各主体の責務」の中で、大阪府の責務として、「温室効果ガス排出量及び排熱の削減、建築物の環境配慮、建築物の敷地等における緑化に関する優れた取組を行った者に対する顕彰の実施等の誘導策を行うこと」を求めています。
12	3-1	温室効果ガスの削減対策を進めるには、規制的手法ではなく、法人税の一部減免や表彰など事業者の創意工夫を誘導するようなインセンティブを与える手法を検討いただきたい。	
13	3-1	前向きな府民、事業活動者、建築物に対して結果を出しているものに、「温暖化対策貢献者」として、公表をしたり表彰制度を設定してもよいのではないかと。	
14	3-1	制度の仕組みとして、勤告及び氏名の公表に踏み込んだ点は評価できるが、前向きな取組の事業者を評価する制度もあっていいのではないかと。また、実績報告書の公表とそれを評価するシステムがあってもいいのではないかと。	

15	3-1	一般府民に対する政策も考えないと根本的な解決につながらないのではないか。	「3 - 4 各主体の責務」の中で、大阪府の責務として、市町村やNPO等と連携し、府民や事業者に対する地球温暖化やヒートアイランド等に関する情報提供に努めるとともに、学校や地域における環境教育や啓発事業を一層推進するよう求めています。また、府民の責務として、省エネルギー行動の実践や、身近な緑化等に努めるよう求めています。
16	3-1	オフィスビルなど業務系のCO2排出量が90年比47%の増加と極めて大きく、今回の制度では「オフィスビル」をひとつの区分として分けて考えるべきである。	一定規模以上のエネルギーを使用する事業所を有する事業者を制度の対象にしたことから、その営業所等のビルも削減計画の対象に含まれることになり、オフィスにおける温室効果ガス等の削減も進むものと考えています。
17	3-1	業務系の対象規模の1500kl、又は600万kwhの設定では、省エネ対策が不十分な中小ビルの大半がはずれてしまうため、業務系の対象規模を他の事業分野と分けて設定し、規模を下げるべきである。	
18	3-1	オフィスビルなど業務系の「省エネ対策研究委員会」を設置すべきである。また、その研究成果を事業者へ提示し、今回の制度が省エネによる自己費用低減(経済的メリット)になることも訴えるべきである。	省エネルギー対策による削減効果について経済面を含め評価する手法は重要であると考えますので、「3 - 4の各主体の責務」の中で大阪府の責務として、「削減効果の把握手法や評価方法などについて調査研究すること」という記述を追加します。
19	3-1	人工排熱は統一的な算出方法が難しいため、各事業者が同じ基準で算出することは非常に難しいと考えられる。エネルギー消費量をトータルで考えることにより、ある程度把握できると思われるため、人工排熱に係る計画策定や実績報告における「排熱の排出状況」を削除し、エネルギー消費量と併せて届出してはどうか。	一般的には排熱量はエネルギー消費量をもとに算定できるものと考えますが、大阪府が作成する「対策指針」の中に排熱量の算出方法を適切に示すように求めています。
20	3-1	実績報告書の届出等について、「排熱の排出状況」の定義が曖昧であり、何を報告するかが不明であり、排熱の実績量を算出、測定することは困難である。そのため、実績報告書の内容から「排熱の排出状況」を削除すべきである。	
21	3-1	温暖化対策には、日本全体として整合のとれた制度設計が不可欠である。特に、温室効果ガス排出量の定量的な把握等は、国と自治体で統一した考えの下に、整合性を図ることが不可欠であり、対象事業者による計画、実績報告の届出の仕組みについても国の制度との整合性を図るべきである。	制度創設に当たっては、国の制度等と整合性を取る必要があると考えますので、留意事項の「全般に関わること」に「制度の具体化に当たっては、国の制度と整合を図るよう努めること」という記述を追加します。
22	3-1	各事業者は、さまざまな社会的なニーズに合わせて事業展開を行っており、対象事業者の選定には市民のライフスタイル・社会的背景も十分考慮する必要がある。また、本制度の対象事業が否かは、別途 知事が定めることが、前段で謳われていることから、P6「3 制度の内容」<対象>の「当面、単位床面積当たりのエネルギー消費量が多い事業者の中から、24時間営業を常態としており、かつ、府域の事業所の合計エネルギー消費量が省エネルギー法の対象規模以上となる事業者を対象とする。」は不要であり、削除すべきと考える。	基本的な考え方に「商業活動などの事業活動に伴い多くのエネルギーが消費されていることから、一定規模以上のエネルギーを消費する事業者に対して、計画的にエネルギー消費を抑え、温室効果ガスや排熱の削減を図る」ものとしており、対象とすることが適当であると考えております。
23	3-1	エネルギー使用量・排出量の絶対量だけによる評価では、企業の温室効果ガス等排出削減努力は適正に評価できない。このため、具体的な制度化の検討にあたっては、企業の削減対策の適正な評価を行うためのガイドライン等が必要と考える。	大阪府が作成する「対策指針」には、単に排出削減量だけでなく排出原単位的な指標も含めた考え方が示されるものと考えております。なお、「対策指針」の作成に当たっては、広く関係者の意見を聴く必要があることから、留意事項の「温室効果ガス排出等に関わること」に「対策指針の作成に当たっては、専門家や産業界等の意見を十分に聞くこと」という記述を追加します。
24	3-1	事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを促進するためには、排出量の変化だけでは捉えきれず、制度の検討においては、排出削減量の適正な評価が必要である。また、具体的な制度化にあたっては、専門家・有識者を交えた検討会を設置するとともに、産業界や府民の意見を聴取しながら検討していただきたい。	

25	3-1	エネルギー需要密度の高い都市部において、複数の施設・建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通などエネルギーの効率的な面的利用はCO2排出量の削減につながる。大阪府においても、エネルギーの面的な利用を促進するエネルギーシステムの推進をお願いしたい。	エネルギーを面的に有効活用することは重要であると考えておりますので、「3-4の各主体の責務」の中で大阪府の責務として、「本制度は個々の事業所や建築物を対象にしたものとしているが、今後、これらの削減効果について検証しつつ、地区・地域単位など面的な範囲におけるエネルギーの効率的利用等のあり方についても調査検討すること」という記述を追加します。
26	3-1	各事業者からの温室効果ガスの実績報告が義務付けられるが、エネルギー供給者、特に電気の供給側での削減努力に左右されるため、エネルギー供給者の削減努力がわかる報告が必要である。	温室効果ガスの排出量等の報告は、電気等のエネルギーを使用する事業者だけに求めているものではなく、エネルギー供給者も事業者として、一定規模以上の燃料を使用する場合は温室効果ガスの削減計画や実績の報告を求めています。その際、発電電力量当たりの温室効果ガス排出量の削減対策についても適正に評価されるものと考えております。
27	3-1	顕熱・潜熱とあるが、排熱が多いということは効率が悪いということであり、一般的にCO2発生も多いこともあり、全部の熱(潜熱+顕熱)を減らすという観点が一番重要であると認識し、全熱削減対策を優先すべきである。	省エネ等の対策により、全排熱量を削減することが最も重要であると考えておりますが、気温の上昇に直接的な影響を及ぼす顕熱をできるだけ潜熱にして排熱することもヒートアイランド対策のひとつであると考えております。
28	3-1	ESCO事業はコージェネレーションの導入などにより熱負荷を充分使えば省エネになる場合があるが、化石燃料を町の中に持ち込み燃やすため、CO2が減る、排熱が減るとはならず、ESCO=温暖化対策=ヒートアイランド対策と直接はつながるものではない。効率の基準等を今後の検討に入れるべきである。	大阪府が作成する「対策指針」の中で、地球温暖化に係る温室効果ガスとヒートアイランドに係る人工排熱を区分し、それぞれの排出量、排熱量の算定方法や削減方法を適切に示すように求めています。
29	3-1	業種・業態別のデータ管理について行政として統一の指針を提示いただければ業界としても取り組みやすい。また、排出CO2の原単位(店あたり・売場面積あたり・売上あたり)、取り組むべき優先項目及び計算方法等について統一されることを要望する。	大阪府が作成する「対策指針」には、事業者の対策実績が明確になるような温室効果ガス等の算定・評価方法等が盛り込まれるものと考えております。
30	3-1	各事業所ごとの自主的な計画を推進し、実績の報告をすることによって意識づけと成果が期待でき、自主的な計画を促進することによって、段階的に成果を上げていく継続的な目標設定の計画システムを組むこと自体が重要と思われる。	制度化にあたっての基本的な考え方の中に、「各事業者の対策の進捗状況、エネルギー使用形態や排出形態が多様なことを勘案し、一律の排出規制とはせず、基本的に事業者の自主的な取り組みを促進するものであること」と記述しており、この制度の運用により、事業者の継続的かつ計画的な対策が促進されるものと考えております。
31	3-1	対象外の事業者や建築物に対しても、同じ内容にて自主的な環境管理ができるものがあれば、なおさら普及啓発、意識付けの促進が図られるのではないかと。	3-1<努力義務として事業者に求める事項>で、「対象外の事業者においても、事業活動における温室効果ガス及び人工排熱等の排出抑制を図るため、環境マネジメントシステムを導入するなど、自主的、計画的に温室効果ガス等の削減に取り組むものとする。」とし、また、3-2<建築主の努力義務>で、「配慮指針に基づく環境配慮義務については、建築物の規模によらず、新增改築するすべての建築物に対する努力義務とする。」としており、届出対象外の事業者や建築主にも自主管理の必要性を求めています。
32	3-1	3-1の(2)制度内容の対象にと、なかでも省エネ法の対象規模以上となる事業者を対象とした点は評価できる。	今後、大阪府において、本報告の趣旨にかなった条例が制定され、適切に運用されることが重要と考えます。
33	3-1	3-4大阪府の責務で、対策の推進とあわせて未然防止、予防原則に立った制度化も必要なので、「国や市町村と緊密に連携しながら…計画を策定し、対策の推進及び進行管理を行うとともに効果的な手法の調査研究に努めること」としてはどうか。	対策による削減効果を評価する手法は重要であると考えますので、「3-4各主体の責務」の中で大阪府の責務として、「削減効果の把握手法や評価方法などについて調査研究すること」という記述を追加します。

34	3-2	優良な建築物を増やすため、対策が一定レベル以上となるよう基準を設けるべき。	建築物の環境配慮の方法は種々あり、特定の方法に限って一律の基準を課すことはなじまないと考えられるほか、建築物の総合的な環境配慮という新しい考え方が、まず社会に定着することが重要であることから、当面は、建築主に過度な負担とならない範囲で、自主的な環境配慮が促進されることを求めています。 ご指摘の基準設定など、制度のあり方については、今後、制度化による効果を十分に検証し、制度の内容の見直しや拡充を図ることが望ましいと提言しています。
35	3-2	地球温暖化・ヒートアイランド対策の効果を上げるには、建築物の環境配慮施策において何年間でも何棟の増改築が目安となるのかを提示して、事業者の協力を得ることが重要ではないか。	地球温暖化やヒートアイランド現象は、長年にわたる都市化やエネルギー消費などの結果であるため、特定の対策を実施するだけでその効果が現れるものではなく、府民や事業者などあらゆる主体が連携し、様々な取り組みを総合的に推進することにより、はじめて一定の効果が認められるようになると考えております。 建築物の環境配慮を促進する制度について、対策量と効果の関係を定量的にお示しすることは困難ですが、ご意見の趣旨である「事業者の協力」につきましては、これを得るために、積極的なPRを行い、目的や内容について十分周知することを求めています。
36	3-2	建築主は、ペナルティを受けない範囲で、コストを抑えた計画となる可能性が高い。 新たな規制を導入する場合、ただ強制するだけでなく、補助制度や低利の融資制度等の優遇策の導入が必要。	大阪府の責務として、優れた取り組みに対する顕彰などの誘導策を講じることを求めています。
37	3-2	制度の対象は、増改築される建築物だけであり、建築物全体に占める割合は非常に小さい。 既存建築物についての対策を検討する必要がある。	環境配慮を求める時期としては、建築物の配置や構造・資材などを含めた総合的な取り組みを効果的に実施できることから、新築等の機会を捉えることを求めています。 既存建築物についても、環境配慮の取り組みが重要ですが、新築等と比較して、抜本的な対策が講じにくいこと、対策の取り組みに費用負担が大きいことなどから、当面は、増改築する建築物を対象とすることとしていますが、ご意見の趣旨を踏まえ、3-2に「その他の対策」として、「 <u>府は、既存建築物についても、建築主の自主的な環境配慮の取り組みが推進されるよう、情報提供や啓発等に努める。</u> 」という記述を追加します。
38	3-2	対象となる建築物を所有している企業等については、建築物単位での対応だけでなく、支店や営業所を含めた組織として取り組みが可能。 一定規模以上の建築物を所有する企業については、単体の建築物のみではなく、小規模の支店や営業所の増改築も対象としてはどうか。	建築物の環境配慮の制度のうち、届出義務については、一定規模以上の建築物に対して課すことを提言しています。ただし、建築物の環境配慮義務については、府が定める建築物に係る環境配慮の指針に基づいて、建築主の自主的な取り組みを求めるものであり、規模によらず増改築されるすべての建築物に対して求めることを提言しています。
39	3-2	増改築時点では、ヒートアイランド対策として有効な建築資材や設備を導入していても、使用方法や設備の更新等によって、必ずしも計画通りの効果が表れないケースも考えられる。このため、年度毎に実績報告を行い、達成状況を把握する必要があるのではないか。	本制度は、建築主に過度な負担とならない範囲で、自主的な環境配慮を促進するものとするを求めています。 ご指摘の定期的な実績報告など、制度の実効性を確保するための措置を含め、制度のあり方については、今後、制度化による効果を十分に検証し、制度の内容の見直しや拡充を図ることが望ましいと提言しています。
40	3-2	一定規模の区域で更新が期待できる場合、地域冷暖房による環境配慮など、地域単位での対策や計画も考慮すべき。	エネルギーを面的に有効利用することは重要であると考えておりますので、「3-4 各主体の責務」の中で大阪府の責務として、「 <u>本制度は個々の事業所や建築物を対象にしたものとしているが、今後、これらの削減効果について検証しつつ、地区・地域単位など面的な範囲におけるエネルギーの効率的利用等のあり方についても調査検討すること</u> 」という記述を追加します。
41	3-3	緑化率3～5%の規制は、都市部やその周辺地域に計画される物販店舗、事務所等の緑化は厳しいと思われるが、工場、集合住宅はクリアーできると思われる。敷地の用途地域別、建物用途別等を考慮した緑化割合の設定を考慮すべき。	敷地面積の3～5%を制度として具体化するにあたり、敷地条件が異なることを勘案し、そのような観点からも検討するよう府に求めてまいります。

42	3-3	工場立地法(緑化率等20%)等の他の法律の緑化率との整合を図るべき。	府民にわかりやすく、また地域の特色ある緑化を推進するため、他制度との整合を図ることは重要と考えます。そのため、都市緑地法に基づく緑化地域の指定や、市町村独自の条例により府の制度と同等以上の制度化が図られる場合には、その地域を適用除外にするなど、他制度との整合を図り、地域の特色ある緑化施策を促進するよう、「4 制度のあり方」や「留意事項」の中で求めています。
43	3-3	緑化後の「良好な維持管理」についても着目すべき。	緑化の推進には、適正な維持管理が不可欠と考えております。そのため、「3-3 制度内容」において、努力義務規定を設けるとともに、緑化計画書での必要記載事項とすることを求めています。
44	3-3	緑化は設置後、枯れていないことも重要であるので、緑地(樹木、芝等)の維持管理についての報告も必要と思われる。	緑地を適切に維持管理することは重要であると考えますので、留意事項の緑化に関することの中で、「質の高い多様な緑化、適切な維持管理を誘導するため、緑化手引書を作成」という記述にします。ご指摘の点についても、手引書の作成と併せて検討されるものと考えております。
45	3-3	緑地のメンテナンスも経費がかかりますので、当初計画段階からきめ細かな指導が不可欠と思われる。	当初計画段階からの指導については、「3-3(2)制度の内容」において、「府は建築主に対し、必要に応じ指導及び助言を行うことができる」という記述を追加します。
46	3-3	施主への教宣は重要と思われる。また、緑化によるインセンティブ(緑化率によっては建物容積の割り増し等)を検討するべき。	事業者の取組を促進するインセンティブについては、府の責務の中で、「温室効果ガス排出量及び排熱の削減、建築物の環境配慮、建築物の敷地等における緑化に関する優れた取組みを行った者に対する顕彰の実施等の誘導策を行うこと」としており、今後、府において具体的な誘導策が検討されるものと考えております。
47	3-3	植木への散水などは、道路に面した町内会などへ依頼する。植木の植栽などは、関係機関に責任を持ってやってもらう。現在の歩道周辺の植栽は残念ながら、水不足の立ち枯れや雑草まみれで、道路際の違法駐車からの人間が入り込み踏み荒らされているのが多い。周辺住民が管理するようになれば、阻止できるのではないか。	現在、地域住民の方々により花苗の植栽や植樹帯の管理を行う主体的な取り組みが府や市とも協働して進められております。こうした取り組みを一層促進するため、府に対して、市町村やNPOと連携し、府民や事業者に対する情報提供や啓発等を推進するよう「3-4 各主体の責務」の中で求めています。
48	3-3	都市のヒートアイランド対策として、市街地緑化は重要。公共施設は積極的に緑化すべき。民間施設は経済活動との調和を図るべきで、誰もが無理なく取組めることが大切であり、緑化割合については、5%くらいが適当である。	「留意事項」の中で、府有施設の緑化について多様な緑化手法を活用しながら積極的に取り組むことを求めています。また緑化の割合については、参考資料12のように関連する諸制度を勘案し、また建築主の過度な負担を避ける観点から、敷地面積の3~5%程度が適当であると考えております。
49	3-3	人口密集地域が広がる大阪においては、限られた土地資源の有効活用が必要であることから、緑化の割合はあまりハードルの高いものとはせずに、「質的に優れた緑化」や「空間を立体的に利用した緑化」を積極的に評価すべき。	景観、潤い、安らぎ、緑陰の確保といった幅広い観点から、質の高い緑の確保に努めることが大切です。そのため、「3-3(2)制度内容」において、地上部における樹木による植栽を基本としつつ、効果的に緑を増やすために、屋上や壁面等の建築物上のスペースの有効活用を図るとともに、芝生や草本類などを含め、多様な緑化の普及をめざすよう求めています。また、「留意事項」の中で、質の高い多様な緑化を誘導するため、緑化手引書を作成し、広く提示することを求めています。
50	3-3	ボリューム感のある緑地を確保することは望ましいことですが、これが重荷となって定着しなければ意味がありません。量よりも質、方法等施工者の意向を十分に汲み取り、まずは進めることが重要である。	
51	3-3	高木の植栽は緑視の面から優れていることから、敷地面積に応じた高木の植栽本数を一定基準化できないか検討していただきたい。	
52	3-3	平面的な面積規定だけでなく、空間的緑量を設定できると望ましい。景観的な緑地量(樹木形状、大きさなど)を数値化できると有効と考える。	
53	3-3	建築用途、建築面積や立地条件により、敷地条件が異なるため緑化割合の設定にあたっては、敷地面積に対してではなく、建築面積を差し引いた面積に対しての緑地率の方が有効と考える。	敷地面積の3~5%を制度として具体化するにあたり、そのような観点からも検討するよう府に求めてまいります。

54	3-3	スペースの確保が困難なことから建築物の敷地等における緑化を図ることと考えの中に述べられているが果たして効果はどの程度あるのか。緑化割合の3～5%の基準については、効果の検証が必要ではないか。	「4 制度のあり方」で、「今回の制度化はその取組みの第一歩を踏み出すものである。よって、今後は、制度化による効果を十分に検証し、制度の内容の見直しや拡充を図ることが望ましい。」と位置付けております。
55	3-3	建築物の敷地等の緑化に特化せず、歩道・駐車場等の舗装面の緑化などの余地はまだまだあるのではないか。	「留意事項」の中で、府有施設の緑化について多様な緑化手法を活用しながら積極的に取り組むことを求めるとともに、都市環境インフラの中核として重要な役割を担う緑の保全・創出や景観形成等について市町村と連携して効果的に取り組むことを求めています。
56	3-3	制度化の際には、府で緑化モデルプランを策定・公開し、府民が積極的に取り組めるような施策を講じられることを期待する。	「留意事項」の中で、質の高い多様な緑化を誘導するため、緑化手引書を作成し、広く提示することを求めています。
57	3-3	緑化割合については、立地特性や各市独自の規制も鑑みて、ある程度の幅を持たせるべき。大阪市を中心市街地では数%の違いが事業計画に大きな影響を与えるため、あまり過度なものとはせず、3%程度が妥当ではないか。	今回の制度化は、府域における緑の偏在を可能な範囲で解消するために「最大公約数的」な基準として定めるよう求めており、緑化の割合は、関連する諸制度を勘案し、また建築主の過度な負担を避ける観点から、敷地面積の3～5%程度が適当であると考えております。
58	3-3	植栽面積の一律の規制だけでなく、緑の質に対する指針(評価係数など)も検討事項に加えるべきである。	「3-3 制度内容」において、樹木による植栽を基本としつつ、芝生や草本類などを活用した多様な緑化の普及を図ることとしております。また「留意事項」として、質の高い多様な緑化を誘導するため、緑化手引書を作成し、広く提示することを求めています。
59	3-3	緑化による優遇制度を検討するべきで、容積や公開空地率の割増など、事業者や建築主にとって緑地整備が実益につながる支援が必要と思う。	事業者の取組を促進するインセンティブについては、府の責務の中で、「温室効果ガス排出量及び排熱の削減、建築物の環境配慮、建築物の敷地等における緑化に関する優れた取組みを行った者に対する顕彰の実施等の誘導策を行うこと」としており、今後、府において具体的な誘導策が検討されるものと考えております。

4 制度のあり方

番号	章節	意見要旨	意見に対する考え方
60	4	ヒートアイランド対策としては、都市部での燃焼排熱や人工排熱を減らすことが重要である。系統電力と高効率ヒートポンプ機器を組み合わせた系統電力システムは都市部での排熱を低減できることから、このような系統電力システムをヒートアイランド対策の制度化に反映していただきたい。	高効率ヒートポンプ機器を組み合わせた系統電力システムはヒートアイランド対策のひとつであると考えておりますが、今回検討している制度は原則として事業者の自主的な取り組みを促進するものであり、どのような対策を講じて排熱を削減するかは各事業者の選択によるものと考えております。
61	4	スタートするにあたり、数値等短期的にはこの内容で良いが、これを基準値としてかなり取り組める事業所などは、大いに挑戦をしていける指導などもあればより早い成果が出せると思う。	4の制度のあり方で、「今回の制度化はその取組みの第一歩を踏み出すものである。よって、今後は、制度化による効果を十分に検証し、制度の内容の見直しや拡充を図ることが望ましい。」と記述しております。
62	4	長期的な意識づけになるが、子育て教育も真剣に取り組まなければならない。なぜなら、パーチャルな知識人には実感としての環境が理解できないからである。スウェーデンではシステム化された自然環境教育がある。	「3-4 各主体の責務」の中で、府の責務として、「市町村やNPO等と連携し、府民や事業者に対する地球温暖化やヒートアイランド現象、緑化等に関する情報の提供に努めるとともに、学校や地域における環境教育や啓発事業を一層推進すること」を求めています。

63	4	地球温暖化やヒートアイランド現象の解決は 政治的課題であり、 特効薬はない、 予防原則に立つ、 総力戦、 持久戦であることを基本にした取組が不可欠。 実効あるものにするためには積極的かつ徹底した情報の提供を図り、 府民・NGO/NPO・行政・事業者の共通の理解・認識、 役割分担と責務、 全ての構成主体の参加・参画による協働の取組と推進体制の整備が急がれる。
----	---	---

留意事項

番号	章節	意見要旨	意見に対する考え方
64	-	大阪市は延床面積5000㎡を超える建物等に対して同様の制度を実施しているため、その制度との整合性又は一体化を図っていただきたい。	「建築物の環境配慮の促進」における届出対象規模としては、十分な実効性の確保や、建築主の対応可能性とともに、大阪市の制度との整合性も勘案すると、延床面積が5,000㎡を超えるものが現実的であるため、「3-2 建築物の環境配慮の促進(2) 制度内容」の<対象>について、「 <u>延床面積が5,000㎡を超えるもの</u> 」という記述にします。
65	-	住宅周辺の緑化については、植木鉢等の利用も多い。新しいマンションは屋上まで緑化が始まっている。しかし、道路上へのみ出しは狭い道が余計狭くなり反対。また広幅歩道への植え込みは歩行者と自転車の競合で却って危険が増大する。歩行者と自転車を区分けする目的で緑地帯で完全に仕切る使い方が有効。	危険性のない、質の高い多様な緑化を誘導するために、「留意事項」の中で緑化手引書を作成し広く事業者等に提示することを求めています。また、「留意事項」において都市環境インフラとしての緑の保全・創出や景観形成等について市町村と連携して取組むよう求めています。
66	-	ヒートアイランド対策では、教育の現場として学校の施設を活用することが大切である。校庭を芝生化を進めるべき。	大阪府では、平成16年度にモデル事業として小学校や幼稚園の校庭7箇所を芝生化しています。今後とも、より多くの市町村・小学校で実施されるよう取組むこととなっています。